

## 杉並区減税自治体構想研究会設置要綱

平成 19 年 7 月 17 日  
19 杉並第 26052 号

## (設置)

第 1 条 杉並区が末永く、安定した発展をしていくための将来を見通した新たな理念・目標となる「減税自治体構想」について調査・研究するため、杉並区減税自治体構想研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「減税自治体構想」の調査・研究に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認めること。

## (構成)

第 3 条 研究会は、7 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等のうちから区長が委嘱する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から研究結果を報告する日までとする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 研究会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は研究会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 研究会は、会長が招集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、会長に研究会の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会長は、調査・研究に当たり必要な論点整理及び分析等を行うため、委員の中から専門調査委員を指名することができる。

## (会議の公開)

第 7 条 研究会の会議は公開とする。ただし、研究会の決定により、非公開とすることができる。

## (事務局)

第 8 条 研究会の事務局は、政策経営部企画課及び財政課とする。

## (委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する。